

# 平成28年度災害時処理困難物 適正処理モデル事業の結果概要

平成29年 7 月28日

近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

# 事業結果の概要（処理困難物：堺市）

## 対象地域

大規模災害時に、これらの物（以下「災害時処理困難物」という。）の飛散、流出、堆積が想定される地域であり、関係する府県、市町村、一部事務組合の協力が得られる地域をモデル地域として選定し、災害時処理困難物を円滑かつ適正に処理するための方策について検討する。

- 堺泉北臨海工業地帯
- 南北約9 km×東西約6 km
- 昭和31年から47年にかけて埋立・造成
- 石油精製、石油化学、製鋼、非鉄金属製造、製薬、火力発電所、太陽光発電所、都市ガス製造、太陽電池、液晶ディスプレイ等の工場・事業場、関連物流会社倉庫等、多岐に渡る業種が集積

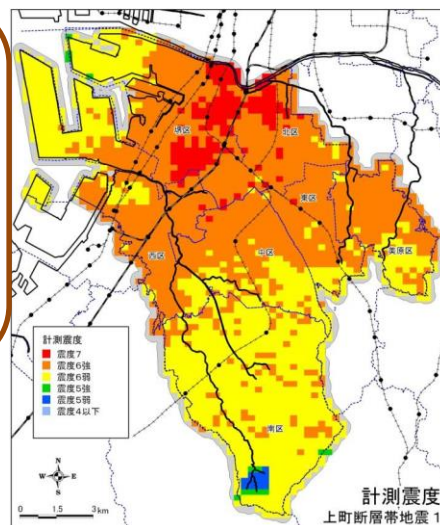


南海トラフ巨大地震による津波浸水は対象地域で0～約2m程度の浸水が想定されている

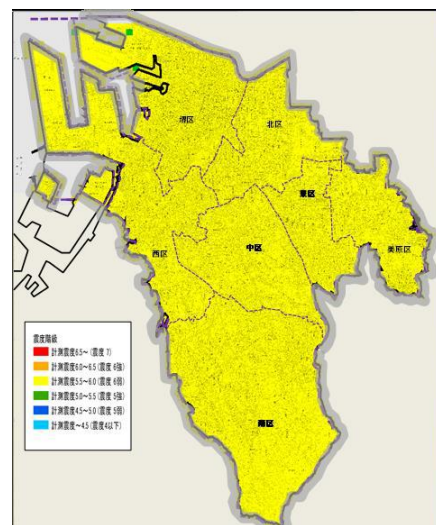
浸水深(m)

5.0～
4.0～5.0
3.0～4.0
2.0～3.0
1.0～2.0
0.3～1.0
0.01～0.3

〔出典：堺市地域防災計画 平成26年12月 堺市防災会議〕



(a) 上町断層帯地震



(b) 南海トラフ巨大地震（大阪府被害想定より）

〔出典：堺市地域防災計画 平成26年12月 堺市防災会議〕

同地域では、南海トラフ巨大地震では震度6弱の揺れとともに、激しい液状化及び最大で約2m程度の浸水が想定されている。また、上町断層帯地震では、震度6強～6弱の揺れが想定されている。

## 実施項目

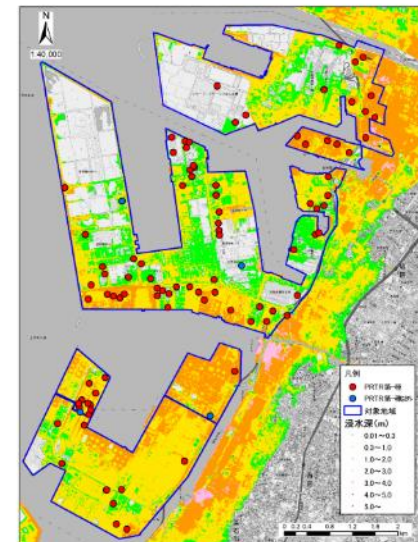
- (1) 災害時処理困難物の発生場所、処理方法等に関するケーススタディー
  - 1) 災害時処理困難物の抽出及び発生場所の把握
  - 2) 工場及び事業場による災害時への備えに係る対応状況の把握
  - 3) 災害時処理困難物の処理方法、処理先の把握
  - 4) 課題の整理及び対応策の検討
  - 5) その他
- (2) 意見交換会の実施及び関係者への情報共有

## 災害時処理困難物の分類(3区分)

区分	対象とする廃棄物
I	a. 石油精製プラント等から流出する重油 b. 化学プラント等で使用されている有機溶剤・薬品 c. 石綿(アスベスト)含有廃棄物 d. PCB含有廃棄物 e. 破損した太陽光パネル f. ガスボンベ・消火器・電池等のうち危険物等
II	上記a. の付着したがれき類 上記b. に汚染された津波堆積物(海底土砂・ヘドロ等)
III	上記のほか、災害廃棄物対策指針(環境省)に示される処理困難物であって、堺市の臨海工業地帯の工場・事業場から特徴的に発生が予想されるもの。 ①有害物質を含むもの(塗料・ペンキ、カーバッテリー(中古車または自動車部品としてのスクラップ等)、廃蛍光灯(工場・事業場における使用品)) ②危険性があるもの(ガソリン、エンジンオイル、(灯油は除く)、有機溶剤(シンナー等)、ガスボンベ、消火器)

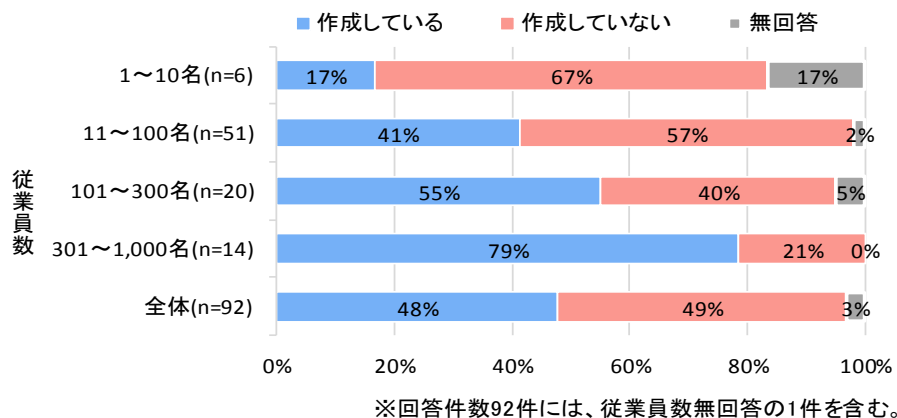
※区分Ⅰ：比較的原因者が特定できるもの  
 区分Ⅱ：原因者の特定が困難な、大規模災害発生時に多量発生する可能性のある油等と災害廃棄物や土壌との混合物など  
 区分Ⅲ：原因者の特定が比較的困難な処理困難物

## PRTR届出事業所及び津波浸水想定区域の分布

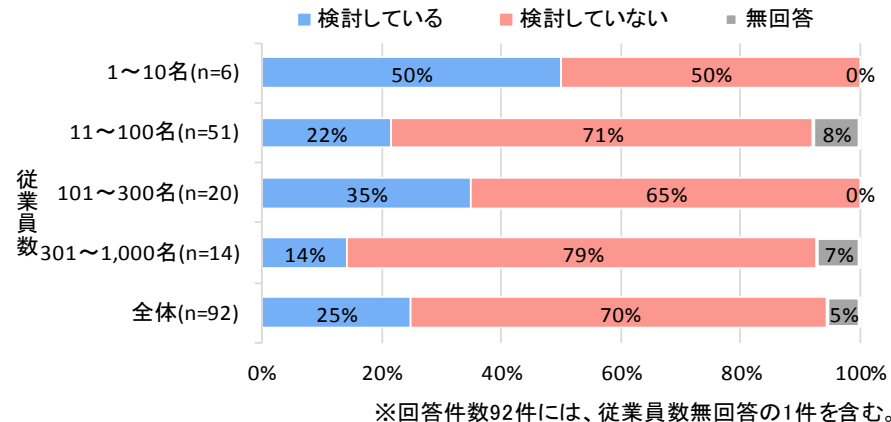


[出典：PRTRけんさくん (PRTRデータ分析システム、独立行政法人製品評価技術基盤機構) を基に作成]

## 防災計画及びBCPの作成状況・処理困難物の具体的な処分先の検討状況(アンケート調査)



事業継続計画(BCP)の作成状況



災害時処理困難物の具体的な処分先の検討状況